



太郎ご利用の皆様へ（相談室よりお知らせ）



残暑お見舞い申し上げます。日頃は太郎の運営にご理解・ご協力を頂きまして、ありがとうございます。

梅雨が明け、蒸し暑い日が長く続いておりましたが、暦の上では、「立秋」を過ぎました。朝夕少しさわやかな秋の風を感じることもあります。ご家族の皆様におかれましては、お忙しいことと存じますが、夏バテなど体調を崩されないようご自愛ください。くれぐれも水分補給を欠かさず。暑い中でのマスクも要注意です。

さて、下記の通りお伝えしたい事項がございますので、ご確認下さい。ご不明な点がございましたら、相談室あてにお問い合わせ下さい。

記

①行事について（ご報告と今後について）

7/24（水）土用の丑の日の昼食は、鰻をお出し召し上がっていただきました。また、8月の行事食として8/7（水）の昼食に、冷しとろろ茶そば、鶏の鋤焼き添え、冬瓜と揚げなす翡翠あんかけなどを召し上がっていただきました。

9/16（月）敬老の日は各フロアで「敬老会」を楽しんでいただき、お祝いできるように企画しております（日程は前後する可能性もあります）。利用者の皆様にとって思い出のひとコマを作れるよう、楽しい時間が過ごせるよう、スタッフ一同がんばります。

②感染症の蔓延（まんえん）予防について

老健太郎では、感染症の予防対応を継続しております。症状のある方がいる場合等、医師の指示でフロア間移動制限等を行うことがあります。新規ご入所（デイケア利用者の方の新規の短期入所や長期入所含む）や、病院への入院等の後の再入所の際は、入所・再入所前、事前にPCR検査等を行っていただくことがあります。

また、面会や洗濯物引取り等で太郎入館の際は、引き続きマスクの着用のご配慮をよろしくお願いいたします。事情ご理解の上、ご承知いただきますようお願いいたします。

③食中毒・感染症について

夏を迎え気温も高くなり、じめじめした日も多くなっています。食中毒ウイルスも発生しやすくなります。ご家族の皆様には、ご利用者の皆様にも、お菓子・果物・おかず等食べ物をお持ちになる際は、ご注意ください。お願いします。

食べ物（特に生もの）をお持ちになる場合は、必ずスタッフに一声おかけくださいますようお願いいたします。

④利用料のお支払いについて（再掲）

太郎利用料のお支払いについて、1階事務室で従前どおり直接お支払いいただくこともできますが、銀行口座【三菱UFJ銀行八王子中央支店／普通 1398721／老健口医療法人社団 充会 理事長 吉岡 充】にお振込みいただけます。「利用者ご本人のお名前」でご登録いただくと幸いです。なお、振込手数料についてはご負担くださいますようお願い申し上げます。

（※裏面へ続きます）

⑤【再掲：お知らせ】居住費の負担限度額改定について（2024年8月1日から）

「介護保険負担限度額認定証」をお持ちで居住費（と食費）の減免のある方（第1段階（個室利用者のみ）、第2段階、第3段階①・②）は、来る2024年8月1日より、「居住費」の負担額が【60円/日額】引きあがります（月額約1800～1860円）。この措置は厚生労働省による全国一律のものです。また、第4段階の方々の居住費負担額は変更ありません。ご不明な点があれば、太郎事務室・相談室までお問い合わせください。ご負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

重要です！

⑥【お願い】「後期高齢者医療被保険者証」、

「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、

「介護保険負担割合証」、「介護保険負担限度額認定証」の更新について

4種の書類、①「後期高齢者医療被保険者証」、②「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」、③「介護保険負担割合証」、④「介護保険負担限度額認定証」の更新の時期がすぎました。特に④負担限度額認定証の対象の方は8月中に市役所へ申請が必要です。

8/1（木）からの新しい有効期限の被保険者証等がお手元に届きましたら、8月中に太郎事務室までお持ちください。入所中は、太郎にてお預かりしております。

負担限度額認定証については提示がないと、食費および居住費の減額ができないことがあります。どうぞよろしくお願いいたします。ご不明な点があれば、太郎事務室・相談室までお問い合わせください。

⑦（長期入所のご家族の皆様へ）

ケアプラン、栄養ケアプラン、リハビリマネジメントプランの確認について

介護老人保健施設は、ご本人様の身体・精神状況をふまえて、およそ3か月毎にサービス内容を見直すことが義務づけられております。各専門職スタッフによるケアカンファレンス（会議）で策定した「サービス計画書（ケアプラン）」や「リハビリ実施計画書」「栄養ケア計画書」の提示を、利用者ご本人やご家族に行います。

また、施設の役割として、3ヶ月を一区切りの入所期間とし在宅生活復帰の支援が原則となっておりますので、今後の療養や介護についての方針を、一緒に考えて参りたいと存じます。

つきましては、現在のご本人様の生活の状況を報告しつつ、今後の介護方針等についてのご家族との面談を行います。3・6・9・12月入所開始の方は、相談室あてに電話でご一報いただき、面談等のご希望の時間を調整したいと存じます。

⑧【お知らせ】支援相談員入職について

このたび8/1付で、支援相談員・高城宗敏（たかぎ・むねとし）が着任いたしました。これまで別の介護老人保健施設での支援相談員の経験があります。まだ不慣れなこともあります。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

高城「この夏、一級船舶免許を取りました。よろしくお願いいたします。」

介護老人保健施設 太郎 相談室

